

# 令和5年 第10回全員協議会会議録

令和5年10月4日 議員控室

## ○事 件

町長報告事項

- (1) 職員による横領について（総務課）
- (2) 上八雲種苗生産施設について（サーモン推進室）

## ○出席議員（13名）

議長	千葉 隆 君	副議長	黒島 竹満 君
	赤井 睦美 君		佐藤 智子 君
	横田 喜世志 君		大久保 建一 君
	関口 正博 君		宮本 雅晴 君
	倉地 清子 君		三澤 公雄 君
	安藤 辰行 君		斎藤 實 君
	能登谷 正人 君		

## ○欠席議員（1名）

牧野 仁 君

## ○出席説明員（5名）

町長	岩村 克詔 君	副町長	成田 耕治 君
総務課長	竹内 友身 君	財務課長	川崎 芳則 君
総務課長補佐	相木 英典 君	庶務交通主幹	吉田 正樹 君
人事厚生係長	山本 貴志 君	総務係長	手塚 秀峰 君
サーモン推進室長	田村 敏哉 君	サーモン推進室次長	多田 玲央奈 君
水産課長	田村 春夫 君	産業課長	吉田 一久 君

## ○出席事務局職員

事務局長	三澤 聡 君	事務局次長	成田 真介 君
庶務係長	菊地 恵梨花 君		

[開会 午後 1時30分]

### ◎ 開会・議長挨拶

○議長（千葉 隆君） それではみなさんご苦勞様です。

第9回の全員協議会を招集しましたので、これから議題に入っていきたいと思います。

今日は二つほど大きな課題がございましたので、皆さん方にご連絡してお集まりをいただき、出席いただきました。ありがとうございます。

### ◎ 町長報告事項

○議長（千葉 隆君） そうしたこともあり、早速、町長報告として、まず一点目の職員による横領についてをご報告願いたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） この度、職員による横領という大変残念な事件が起きてしまった、これはひとえにですね、通帳の管理だとかそういう総務が関連したという件で大変、議員の皆様、町民の皆様にご迷惑ご心配をかけたことに対して、深くまずはお詫びを申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

詳細につきましては、担当課から説明させますので、よろしくお願いたします。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） それではこのたびの職員による横領についてご報告させていただきます。別紙をご覧ください。総務課庶務交通係で事務局を担当しております、八雲町交通安全運動推進委員会及び八雲町交通安全指導委員会八雲支部の通帳から現金を引き出し、また指導委員会総会後の懇親会費及び各種行事出動時の謝礼について横領したものでございます。

経過といたしまして、横領が発覚したのは9月26日で、庶務交通主幹が交通安全指導委員会八雲支部の支払確認のため通帳を確認したところ、用途不明の引き出しがあることが判明しました。その後、通帳と関係書類等の突合を行い、用途不明金額を把握し、同日、両団体の事務を担当していた庶務交通係主査に事実確認をしたところ横領を認めたものでございます。

横領した目的はカード会社のキャッシング返済のためで、その用途は競馬でございます。また総務課の金庫から育児休業者の生命保険等の預かり金1万6,510円もなくなっていることが判明したため、9月28日、町長が公務復帰の際に報告、協議し、翌日29日に八雲警察署へ相談したところであります。

横領した金額は記載のとおりでございますが、合計で322万7千円に上り、本人もその額を認めたものでございます。横領した職員は、総務課庶務交通係主査でございます。

通帳、印鑑の保管状況についてですが、通帳は総務課の金庫に、印鑑は職員の机上の印箱に保管しており、通帳からの引き出しは複数人でチェックする体制にはなってございませんでした。

今後の再発防止の取り組みについては、全職員に公務員としての倫理、服務規律の遵守と綱紀粛正の徹底を周知すること。また、通帳と印鑑は複数人で保管し、通帳、支払調書などの関係書類のチェック体制を強化することとします。

このたびは横領という事案が発生し、町民の皆さんの町に対する信用を失うこととなり、大変申し訳ございませんでした。以上で終わります。

○議長（千葉 隆君） 今ご説明がありましたことについて、議員の皆様から何か質疑はございませんか。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） この方のことはよく知っている人で、大変ショックもあります。それで大変言いづらいんですけども、上に立つ方たちの監督責任というか、行政責任というか、そういうものについては今後どのようにお考えなんでしょうか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） この案件につきましてはですね、横領ということで管理監督責任がありますので、その辺については懲戒処分審査会等に諮問しまして決定するということになっております。以上です。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 町長としてはどのようなことをお考えですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 本当に残念なことだし、私もよく本人を知っている気持ちもあり、なんとかしてやりたいって気持ちがたくさんありますが、先程報告があったとおり、本人が認めているのは、通帳の引き出したというのは認めています、金庫にあったお金は本人は認めていませんので、これも先ほど言った警察に相談しながら、外部というのは今のところ考えられませんので、内部の人が絡んでるんじゃないかということで、それも慎重に調べてる最中でして、警察がですね、どのような判断をするかということも我々も注意深く見ながら公平に処分を考えていくということになるんだろうということだと思います。ただ本当に残念だし、がっかりしているし、本当に職員も私たちも、こんなことになってしまって本当に落ち込んでいるのが現実ですので、ご理解をいただきたいと思います。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 本当に落ち込んでこんなことを言うのも申し訳ないんですけども、町長たちの減給処分みたいなことも頭にはあるんですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） これはですね、今のところ、先ほど言ったとおり、警察の方がどんなふうになるかと注意深く見ながら、それについてはこれから考えていきたいということでもありますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） ほかに。

○13番（黒島竹満君） 議長、副議長。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○13番（黒島竹満君） 大変大きいことですが、この今の交通安全推進協議会、一つの団体、それと指導委員会の団体の早い話、みんなの年間の会費だとかというのも入ってるんでしょ、この中に。そうするとその組織の対応は今後どのようなかたちで考えているんですか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） まず町からですね、交通安全推進委員会のほうに補助金が出ていまして、そこからまた指導委員会に補助しているという会計がございます。ですので、その活動自体はですね、今、概算払いした部分がありますし、また今後清算するものもありますが、当面はその中でやりくりしていただいこうと考えてございます。ただこの被害がありました322万7千円は今後、遺族の方と協議して返還を求めていくかたちになると思います。以上です。

○13番（黒島竹満君） 議長、副議長。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○13番（黒島竹満君） この組織の会議の説明とかというのはしなくてもいいんですか。組織の人たちにさ。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 交通安全推進委員会は町長がトップですので、その辺はあれですが、指導委員会のほうは既に会長含め、すべての指導員のほうにこういった案件がありましたということで報告させていただいております。

○5番（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○5番（関口正博君） 皆さんと同じく自分は同じ落部ということですので、非常にショックを受けております。それで本人のご葬儀が今日から執り行われるということになるかと思いますが、このご家族の意向か、そのような死亡広告も現在も出ていない。今回の全員協議会を経て、またこの事件が発覚し、新聞報道等がなされる可能性があるのかと思います。それでこの場でこういうことを申し上げるのはどうかと思うんですけれども、ご家族の心情を思ったときに当然これから様々な負担がかかってくる中で、こういうケースの場合はどうなるかわかりませんが、実名報道はできる限り僕としては避けていただきたいのと、それと葬儀が明日まで行われるのであろうと、僕はこまいことはわかりませんが、その後の新聞報道、この場で申し上げるのはおかしいかもしれませんがお願いしたいと思います。新聞報道された場合には、実名の場合は一生涯いろんなものがデータに残るのは家族にとってはものすごい負担だと思います。本人は許されることではないので、本人が責任を負わなければいけないけれども、今いなくなってしまったということで、必要以上の負担をご家族の皆さんにかけないように、そこはお願いしたいなというものです。

（何か言う声あり）

○5番（関口正博君） 別に答弁はいりません。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

○3番（横田喜世志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 横田さん。

○3番（横田喜世志君） 一番下のほうに各種団体の通帳と印鑑を複数人で保管するとともにという部分なんです、役場にね、あちこちに金庫があるんですか。たとえば管理している方が必要であれば、やっぱり持ち出せるわけだし、なかなかあれなんじゃないかな。そこら辺はどうなんだろうな。こう書いている分では持ち出しすることができる状態というのは、それはいつまでたっても同じことであって、今回だってそういう通帳との照合があってわかることだから、基本的には一番下の支払調書なりの書類関係のチェック体制しかないと思うんだけど、この上に書いてある部分、何か案でもあるんですか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） この事件がありまして、町が事務局になっている団体と全ての職場を調査しまして、通帳自体 121 団体がございました。そのうち 67 団体については一人で引き落とせるといような状況になっておりますので、その辺、書いているとおり、金庫があるところは金庫で、それで机に鍵があるのはそこにしまうといような保管方法を複数で、まずは考えたいと思います。それと下に書いております、支払調書のチェック、これを毎月必ず上司が確認する。それから印鑑を使うときには。たとえばその日にち、時刻を書いて何のために下ろすといような簿冊を作って管理すれば、万が一何かあった場合にはそこから追究できるといようなことも考えられますので、その辺、複数でどういった体制ができるか、また考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） ほかにありませんか。

副議長がさっき関連2団体と説明していますかっていうふうに話したんですが、被害を受けたのは八雲町ではなくて団体なので、やっぱり告訴するなり、どういう対応をとったのかわかりませんが、その団体でしっかり協議して、どういうふうに対応するのか、あるいは家族に返済を求めるといのも町が返済を求めのではなくて、団体が求めるだろうと思つので、その辺の手続きは団体のほうでもらいたいなど。ただその実質、事務的な部分を担っていたのが、たまたま町職員だということで、こういう不祥事があったといことで、その辺の団体の関係をきちんと推進委員会の構成メンバーがいるので、その辺ときちんと話し合う、あるいは指導委員会の部分も単に報告するだけではなくて、その中でどういう対応をするかとい意思確認をすることがやっぱり通常の団体としての役割だと思つので、実質、町が運営していったのも同様だとい実態はわかるんですけども、そういう手続きだけはしてほしいと思つます。

あと4月に落部支所に窃盗事件が入って、やっぱり短期間のうちにこういうまたお金に関する事件が2件ありますよね、やっぱりある程度、金銭管理といことからすれば、4月の窃盗といつか支所に金庫のお金がとい損害を受けた段階で、現金管理はどうあるべきかとい部分に対応するのが普通だし、今まで出納責任者と会計責任者が明確になってないで管理していたといこと自体が、今の話を聞いていて通常考えられないなつて感じるんですよね。だから普通うちらも商売で道の監査を受ければ、出納責任者誰ですか、管理責任者誰ですか、通帳と印鑑は別々の人が管理していますか、それで通帳はどこに置いていますかといのは必須科目で、それで通帳持っている人とハンコを持っている人が同一人物だったり、会計責任者と出納責任者が同一人物であつたら指導されるんですね。といことでこういう不正をしているので、早急にその辺はやってなかつたといことがやっぱり次の事故に繋がってきたと思つので、こういった横領事件だけで済めるような体

制、以降の部分が未然に防げた部分もある程度、制度で補えたのかなということは受け止めていただいて、この件についてはこれでよろしいですか皆さん。これで終わらせていただきます。

休憩

再開

○議長（千葉 隆君） 次に入りたいと思います。

それでは、上八雲種苗生産施設についてを議題として報告を受けていきたいと思います。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 議長、サーモン推進室長。

○議長（千葉 隆君） サーモン推進室長。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 先般の議会を踏まえまして、今回、全員協議会でご報告させていただきます。お手元にお配りの資料に基づいてご説明させていただきます。

一番目のこれまでの経緯につきまして、まず令和4年度、上八雲の民間種苗生産施設、土地も含めてであります。令和4年度当初予算に5千万円を計上させていただきました。それで土地の所有者等からの要望を受け、令和4年11月に施設について土地収用法の事業認定の活用の検討を開始したところでございます。

令和5年2月、総務経済常任委員会において、施設取得にあたりまして事業認定の活用に向けて、令和4年度中の取得は難しくなったため、3月議会で予算の減額補正をする旨をご報告させていただいております。令和5年3月定例町議会において令和4年度当初予算に計上しておりました施設の取得費5千万を減額補正したところでございます。

令和5年8月、総務経済常任委員会において、施設の事業認定申請に向け、令和5年9月の定例町議会において補正予算を計上する旨をご報告させていただいております。それで令和5年9月定例町議会において施設の事業認定申請に向けて手続等に必要の補正予算を上程させていただいたところでございます。これが今までの経緯でございます。

二点目、施設取得後の管理・運営の考え方ということで、現在考えている施設の運営の考え方についてお話をさせていただきます。

まず一つ目のポツですが、サーモン種苗の増産を目的に熊石サーモン種苗生産施設及び、今回取得予定の上八雲の種苗生産施設においてサーモン種苗の生産を予定しております。

二つ目のポツで、サーモン種苗生産施設の運営については、施設整備は町が実施し、施設の管理・運営は町と連携する企業と設立予定の種苗生産法人が担うことを想定しております。

三つ目のポツとして、当初考えていたところでは、町で熊石サーモン種苗生産施設の増設拡充や、今回の上八雲のサーモン種苗生産施設の取得について行って、その後、連携企業と設立予定の種苗生産法人に譲渡し運営することを想定しておりました。

しかしながら熊石のサーモン種苗生産施設の増設拡充の資金には地方債を充当することを予定しており、地方債の償還が終了するまでは町が保有することが必要となるということ、また町が土地収用法の事業認定を活用した上八雲の種苗生産施設を取得した場合においては、町の公共的な事業として活用することを目的とするため、取得後、相当期間は町で保有することが必要となります。

二枚目にいきまして、このため、当初想定していた町で施設を増設拡充及び施設を取得した後、種苗生産法人にすぐに譲渡することはできないということになっております。

今後、連携する企業とも協議・検討していくこととなりますが、町で種苗生産施設を保有したままで、町の経費負担を極力抑制して施設の運営管理を行っていくことなどを検討していくことが必要と考えております。

三点目の9月定例町議会での質問事項に対するお答えをさせていただきますが、その前に土地収用法の事業認定についての概略をお話させていただきます。土地収用法の事業認定についてですが、この制度は公益的・公共的な事業を進めるにあたって、土地等を活用する場合、その事業が公益性があり公共的であるか否かを判断し認定するものでございます。道の河川、建設事業などが代表的なものとなっております。今回の場合は、現状の種苗生産施設を現状の種苗生産施設の使用用途をそのまま変更しないでそのまま活用することになるため、過去にはなかなかない事業案件というかたちで言われております。

今後引き続き事業認定庁と協議を進めていくこととなります。なお、事業認定を受けたからといって、すぐに強制的に土地等を収用するわけではなく、認定後、土地所有者と協議し、任意による取引を行う方向で進めることと考えております。

○議長（千葉 隆君） もう少し、そこもう一回。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 土地収用法の事業認定を受けたからといってすぐに強制的に土地収用というかたちをするわけではなく、まず認定を受けてから、その認定を受けたことを相手とお話して、相手と協議をして、そこで相手にご理解いただければ任意の売買をするということになります。つまり土地収用法の事業認定を受けたからといって、すぐに事業認定を受けて土地収用というかたちを強制的に行うわけではないということでございます。

事業認定による取引の場合、土地所有者は公益的・公共的な事業に協力することから、国税庁の判断になりますが、国の税制として税が免除される制度が認められているところでございます。土地収用法の概要についてお話させていただきました。

続きまして、先般の町議会での質問事項のご説明させていただきます。

一つ目の土地収用法の事業認定を活用して購入した種苗生産施設を町が他社に譲渡した場合に、税の控除を受けた民間事業者は税控除の取り消しを求められないのかってご質問がありました。これに対して土地収用法の事業認定に基づいて種苗生産施設の取引が町と土地保有者で、今後種苗した場合に町と民間事業者の取引はその時点で終了することになります。その取引に係る税控除であることから相手方に不利益が被ることがないということになります。

二つ目、上八雲の種苗生産施設の購入費5千万円はどのように決定したのか、上八雲の種苗生産施設を購入するにあたって土地の評価はしたのかというご質問に対して、土地所有者の意向を踏まえて土地取引事例などを参考に町において設定したものでございます。

新たに上八雲と同規模の種苗生産施設を整備する場合、2億から3億の経費が必要と見込まれます。更に施設を整備する場合、整備期間に相当の年月を要することが見込まれます。

また上八雲の施設は、河川水ではなくて湧水、湧き水で種苗生産ができるということから水利権の取得等が不要であるというメリットがございます。参考のところに、過去の取引事例から算定したものを載せております。

三つ目、上八雲の施設はそのまま使用できるのかというご質問でございます。上八雲の種苗生産施設は現在、民間事業者が種苗生産に使用している施設でありまして、当面、現状の状態で活用する予定でございます。なお、施設の改修が必要な場合は当該施設を管理運営する種苗生産法人に担っ

てもらうことを予定しております。

四番目のご質問で、熊石の種苗生産施設の規模をさらに大きくして使用したほうがよいのではないかというご質問でございます。熊石サーモン種苗生産施設でございますが、水利権の増の認可を受けた後、施設を増設し、最大限可能な規模の種苗生産を行う予定で、更なる種苗生産の規模拡大は難しいことと考えております。それで熊石サーモン種苗生産施設は、見市川の河川水を利用し、種苗生産を行うこととなりますが、魚病や災害などの発生により種苗が使用できなくなったことに備えるために、熊石サーモン種苗生産施設とは異なる上八雲の種苗生産施設をバックアップ施設として種苗を確保し、危機管理に備える考えでございます。

説明の最後になりますが、先般9月の町議会閉会後に、町議会での議論などを土地所有者に伝え、改めて上八雲の土地等について土地所有者の意向を確認をしたところ、土地収用法の事業認定を申請する方向で進めてほしいとのことであり、町としては土地所有者の意向を踏まえ事務を進めていく考えでございます。以上でご説明を終わらせていただきます。

○議長（千葉 隆君） 今ご説明がございましたが、皆さんのほうから質疑等はございませんか。

○1番（赤井睦美君） はい。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1番（赤井睦美君） 土地収用法の説明を聞いていて、もし違った判断だったら教えてください。国税庁の判断ということで、土地の所有者はこの法を使って売買してほしいという希望があったけれども、国税庁がもしこれを認めなかったら売らないってかたちでいいんですか。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 議長、サーモン推進室長。

○議長（千葉 隆君） サーモン推進室長。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 基本的にはまず土地収用法の事業認定を受けなければ当然、税の免除の対象とはならないということでございます。基本的には土地収用法で公益的公共的な事業に活用するというので、この事業認定を受けることになれば対象となるんですが、この取引をした後に、そこが問題なければ今聞いている話では国税庁としては税の免除の対象となるということで、ただ最終的に税の場合、買った額から、これまでにかけた経費を引いたりだとかかってかたちになるので、全額になるかはそこまではわからないと。

○1番（赤井睦美君） はい。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1番（赤井睦美君） 国税庁も認めてるってことですか。

○町長（岩村克詔君） 認めてないって。

○1番（赤井睦美君） だから認めないなら売らないんですかって。

○議長（千葉 隆君） 国税庁は売買が終わったときに、取引が終わってから入ってくるから、事前の部分はないので。

○1番（赤井睦美君） あとから認めないということもあるということですか。

○町長（岩村克詔君） もちろん。

○議長（千葉 隆君） あとから認めないというか、売買が成立してから判断する。

○1番（赤井睦美君） その所有者はそれが成立しなければやっぱり売らないってなるんですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。



○町長（岩村克詔君） 結局、所有者はそういうふうにしたほうが税金も払わなくていいだろうというけれども、もしこれを申請したからといって国税庁がさっき議長さんよくわかってるけども、もし認めないとなったら税金は普通に払いなさいって話で、それは売買終わった話だから。それは我々町が判断するのではなくて、あくまでも国税庁が判断するから、こっちも今のところ想定もつかないって話さ。あくまでも国税庁が。

○副町長（成田耕治君） その前に北海道が。

○議長（千葉 隆君） 赤井さんいいですか。

○1番（赤井睦美君） はい。

○13番（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○13番（黒島竹満君） 今話を聞いたんですが、結局、土地収用法が決定しなかったら契約はできないということですよ。今、土地収用法を使ってくれというのは本議会でも出てたけれども、税金対策でやってってくれて話だったんですよ。そういう話だったですよ。最初的时候にこれを施設を買うというときには土地収用法は出てこなかったわけだ。途中から出てきて、そしてそれこそ売らうの節税に対しての考えで土地収用法をということで動き出したわけですよ。だから全くその土地収用法の中身というか原点とちょっと違う部分があるわけだよな。土地収用法というのはさ、先程も皆さんもわかってると思うけれども、結局それこそ税金対策ではないわけだよな。こっちが欲しくても本人が売らないとなったら初めてその土地を利用するために土地収用法が発生してくるわけですよ。だから元々の話からいくと税金対策で収用法を使うというのはどうかなということ。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 結局、本人も多分、売り方も我々も町でそういうものを買うときにはそういうことも考えられると思っていたと思います。ところが使えるか使えないかといったら我々も想像もしなかった。ただ、町でそういうものを買うときには税金の免除があるのではないかって、それを法に詳しい方がそういうことができるんじゃないのってことで、本人が、それだったら誰でも税金を払わなくていいならそれが一番いいと思うのが、その方々も我々ももし土地を町に売るなら誰でも考えるとだと思ふので、あくまでも土地収用法を使う使わないも含めても、我々が判断するのではなくて、あくまでもさっき言った税金の課税無税は国税庁、土地収用法を使っているかは北海道が判断することで、北海道が出して駄目だということもあればいいということもあるので、それは我々の範疇じゃないから、これはこの方も八雲町民ですので町民の要望があれば上程して書類を揃えて出してみたと。使えなかったということもあるし、使えたらそれはそれで我々が損得するものが一つもないので、あくまでも法律に則って認められたら税金が二段階あって、土地収用法をいいですよって北海道が許可しました、ところがさっき国税庁が認められないって例があると聞いていますので、あくまでも出しても認められないかもしれないし、出すことも北海道から認められない可能性もあるし、出しても国税庁がこれは税金の対象になりませんと、この部分はなりませとかならないって税法の問題があるだけで、町としたらこれを出すことによって不利益はないということでご理解をいただきたいと思います。

○13番（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○13番（黒島竹満君） それはよくわかっています。町自体がさ、税金の部分についてはさ、町が不利益あるわけでもないし、ただ先ほどちょっと説明を聞いた話の中で、結局、土地収用法が決定されても、すぐは売買しないでという話でしょ、そしてそこは大規模に使われて少しずつ使っていくという話をされて。どういう意味ですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） さっき言ったのは土地収用法で強制的なことはしませんよってことを言っただけの話で、強制的にですね、売れとかなんとかではなくて、あくまでも任意で、今の方は売るといっていますので、上程して本人も金額も折り合っていたらその時点で売買はするということになっています。ただしそのときも強制的に土地収用法だから強制的に売れということではなくて任意で、任意売買ですので、本人が売ります、町は買いますということによって決定するという。強制ではないという話。

○13番（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○13番（黒島竹満君） 結局、俺の聞き間違いかもしれないけれども、結局、土地収用法が決定されても任意で売買して使っていくって話。結局、土地収用法が決定してるのに、何で任意でそうやってやるの。

○10番（安藤辰行君） 決定してないでしょ。

○議長（千葉 隆君） あれですよ、今は事業認定の手続き、それで事業認定の手続きで決定するのは事業認定審査会で決定するんですね、そのあとに収用の裁決の手続き、それは収用委員会で審査して決めると。要は二段階ありますので。それで今、町のほうが言っているのは一段回目のほうで事業認定の手続きが終わった段階で、認定されない場合もあるからそういうことも想定して任意で協議する場を設けたいということをおっしゃることなのか、それとも認定手続きの是非に関わらず任意の協議をしたいということなのか、いずれかしかないと思うので、どちらかなのかはつきりさせて。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 議長、サーモン推進室長。

○議長（千葉 隆君） サーモン推進室長。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） もう一度改めて土地収用法の事業認定に申請します。申請したら認定するかしないかを議論、審議していただいて、認定を受けた場合は確かに土地の収用権も得ることもできるんですが、一般的な土地収用法の事務の中では先ほど議長から話していたとおりに二段階に分かれていまして、事業認定を受けて収用権を得るんですが、いきなり委員会に収用とかたちには行かずに、認定を受けた段階で相手方と、今回認定を受けてこの案件について町として公益的・公共的な事業に使ってもらおうということが認められましたと。ついては、この対象となる土地について取引させていただきたいという話をして、そこが任意の交渉なんですね。そこでうまくいかない、相手方がどうしてもだめだと言った場合は、公共的な事業だと認められてるので収用の手続きに行くというような流れで、確かにいきなり収用の手続きに行けないわけではないですが、事務の流れとしては一般的にはそういう流れでやるというのが実務となっております。

○議長（千葉 隆君） ですからその任意の手続きで売買になったときにも収用の手続きと同じように税の免除も受けられるということでしょう。でも、副議長が言っているのは、そもそも今売らないって言うてんですかって話。任意で。だから手続きをしなければ売らないって話。

○町長（岩村克詔君） 私が聞いてた話だけれども、別に土地収用法で売らないんじゃないんで、やはりさっき言ったとおり、自分もそう思いますがそれが使えるのであれば町には損はさせないけれども、税金として国に払わなくてよかったら得ですから、出してくれというのが今の段階であって、先ほど言ったとおり、それなら絶対に売らないということでもないし、売るほうでもそれで税金が免除になるならそれは嬉しいことだし、だから出してくれというのが今の現状で、それを出したはいいけれども認められないかもしれないし、認められてもさっき言った国税局が減免を認めないかもしれない、その辺我々の範疇じゃないので、あくまでも我々の手続きとしたら本人、売るがわがそういうことができるんじゃないのと言ったら、できるねということで今申請をしようとするために、それには町として予算がついてなかったら申請もできないので、9月の定例会で上程をお願いしたと。ただしこれも手続きで遅くなれば、また持ち出すということがあっても、年度内には解決していきたいという気持ちです。

○5番（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○5番（関口正博君） 議会のときから話を聞いていて、土地収用法自体の理解はそのときから、議員それぞれいろいろ調べてらっしゃるのかなと思います。求める地主、売り主が土地収用法を使って用地を買ってくれて要求そのものは間違いないと思います。当然いくらかの税優遇があるなら、ただそれを町としてそれを受け付けるかどうかは、やっぱり僕は今まで前例がないということも含めて、今までの土地買収、そしてこれからの土地買収、その全てが土地収用を適用させるのかという部分にも関わってくると思うので、そこは町として先ほど町長もルールって言い方してたけど、町としてしっかりとしたルールを持った中で、やはり判断するべきだったのかなと。それを国税の判断がどうのこうの手続きは十分理解しますが、町としてこれからの物を全て土地収用で買収するのか、当然、今回土地収用が認められた場合に、これまでの土地の売買に関して、俺たちのときはそういうこと言ってくれなかったくせに、これはもちろん今回の地主の方もいろいろ勉強した中で導き出したものでしょうから、ああだこうだ言えることではないでしょうが、町としての姿勢が僕が一番問題であるのかなと、これを認める認めないはこれは国税がどうだというのは十分理解しています。その手続きは当然売り主としてはあつて然るべきだと思いますが、町としてどういう対応をするかというところが僕は問われていると、それで議会としてもそこを明確にしていきたい。ここをまたないがしろにして、またこれからこの先のいろいろな売買にこのような問題が絡んでくるなら、ここでしっかりとしたルール作りはしておくべきだろうというのが、きっと議員の皆さんもそんなことを思っていると思いますが、町長はその辺はどのように考えていますか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） これはあくまでも町として私の考え方としてはですね、もしもこれからいろんな物件が町で買うときには、やはり売主が有利に働いて法律的に認められて税金が免除というのはやはり誰でも考えることなので、それは売主が、損得ではありませんが有利なほうがやはり町

民にとってもいいと考えたら、これからやはり町が買うときにはそういうのが使えないのかということが、これまで今まではどちらかといったら道路だとかそういうものにしか投資しませんでしたけど、今回の事例でこれから認められるかどうかはわかりませんが、もし認められるようであれば、これからまた町民が、町が必要で買うものは、これそういうふうに認められないことも協議しながら町民の不利益にならないようにやっていきたいという考え方であります。

○5番（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○5番（関口正博君） 今の町長考え方からいくと、これからの買収に関しては、全ての土地収用を前提に、こういうケースってなかなかないんでしょうけれども、そのうえで一つのルールとして八雲町のルールに載せるということによろしいですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） もちろんですね、まったくですね、かからないものもあるので、それは使えませんよって即答できるし、さらに北海道で調べたら、無理ですよと言われてたらそれは無理ですよってお答えします。今回は北海道もちょっとわからないということで、まずは出してくれってことで出すってことでご理解をいただきたいと思います。あくまでもすべてが北海道のほうも最初から事例がなければ認めませんというのも多いし、前に言ったとおり町民に不利益にならないように町が土地や建物を買うときには十分にそういうものも議論しながら町民の利益に繋がる4ように進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○5番（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○5番（関口正博君） 土地収用、先程詳しいとおっしゃっていたので、僕わからないことが一つあって、その委員会によって認められたものに対して税金の部分ですね。二通りの考え方があって、課税対象5千万の枠があって、税優遇が受けられるという部分、要は今回の土地収用が認められることによって、売買金額が5千万で税金というのは一切かからなくなるという理解ですか。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 議長、サーモン推進室長。

○議長（千葉 隆君） サーモン推進室長。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 今回、総額5千万ですが、所有者は三社というかたちになるので、5千万というのは、たまたま5千万の予算要求はしていますが、税制として上限が5千万ということになっているだけなんです、その5千万が上限になっていますが、その取引、実際に売却した額から、事前に自分が所有したときにかかった経費だとかを差し引いたりしたものが減額になるということなので、単純に買った額が全部免除になるかは税の計算になると思います。

○5番（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○5番（関口正博君） そうなんですよ、なんかちょっとわからないんですけども、普通の売買の場合と、今回、土地収用を通して売買する場合には、どれくらいの差額、これ町が関係ないんだろうけれども、出るかわかりますか。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 議長、サーモン推進室長。

○議長（千葉 隆君） サーモン推進室長。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 私の承知している、今回、譲渡所得で入ってくることとなりますが、不動産の所有期間によって違うということで、不動産を5年以下であれば売却益の39.63%、それから5年を超えているのであれば20.315%が税金として譲渡所得税としてかかるかたちとなっております。

○5番（関口正博君） 単純に今回の場合は20%のほうですよ。

○議長（千葉 隆君） ほかに。

○3番（横田喜世志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 横田さん。

○3番（横田喜世志君） 種苗生産法人云々って話の中で、譲渡し運営してもらおうというのは当初の目的があったんだけど、要は熊石の施設の増設に地方債を使って、その償還が終わらないと譲渡できないとか、今回の上八雲の物件も収用法を使った場合、相当の期間持っていなきゃならないという、これ地方債の償還って10年とか15年は確実に町が所有になるし、この上八雲の部分は相当の期間って、この相当な期間というのは議会のときでも相当の期間としか言ってなかったけれども、たとえば地方債の償還くらいで終わるのかどうかというのはわかるんですか。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 議長、サーモン推進室長。

○議長（千葉 隆君） サーモン推進室長。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 地方債を使った場合、起債によりますが、今回想定しているのは過疎債と考えてるなら償還期間は10年となっております。上八雲の期間というのは法的なものとしては何年間は収用法の事業認定を受けて売買した場合に、何年間は町で保有しなければならないってものはないんですが、今回、強制法規となる土地収用法というもので、町が使うので土地収用法の事業認定を受けて、事業認定を受けたら町が使うと認めてもらったものを、すぐに転売とはなりづらいし、それはおかしいんじゃないのっていうことになるので、相当な期間というかたちにさせていただいております。年数は決まっていません。

○議長（千葉 隆君） 事業認定を受けるときに、公益の事業を行うとなってるから、それが1年だったら、公益の企業といたって1年でしょということ駄目だということ。

○3番（横田喜世志君） それはわかるんだけど、たとえば過疎債使って12年になるんだけど、だから相当期間というのをそれくらいで見ているのかという話。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） さっき言った、過疎債を使うのは熊石の話で、今、上八雲まったく過疎債関係ないということでもあります。ただ、まだはっきりやっていませんが、町としたら我々は過疎債使いますが、あくまでも熊石の施設は貸すということで考えています。あくまでも過疎債を使って、それが過疎債使ったあとの、あまり町が返済●●であまり取るというのは●●ありませんけど、それはいいと聞いていますので、あくまでもこれから使う熊石の施設についてもですね、町の負担は、これからの新しい事業者に貸し出すということで、それも道と協議は済んでいますので、その辺については町の負担はないと。それと同時に今、上八雲の取得したのも一緒に貸し出そうかなと思っていますので、私は長く貸していたほうが町にとって有利かなと思います。これから最低でも今言った12年間は町のものとして活用していこうという思いであります。最初、熊石の上八雲の施設については、なぜこれがバックアップとして必要かということ、今想定しているのは先ほど言

ったこれを使わないことが一番の良いことなんですけれども、もしも種苗が全滅したときに、この施設は聞くとところによると3万から5万の種苗を作れたということで、最低、熊石の2万尾くらいは、どんなところでも漁業者に迷惑がかかりますので、確保できるというバックアップは最高の施設ということで考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○5番（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○5番（関口正博君） 上八雲の施設についてお知らせください。一度は5千万というかたちで議会も認めている、バックアップ施設の重要性は僕も十分わかっているつもりです。ただ、これ町として一定程度持たなければならぬのは理解しますが、この井水の状態、井戸水の状態、それと温泉の状態、これ維持していくということになったときに、これ鉛川の件もそうだけれども、とんでもないお金がかかるという部分においては、そういう負担も我々は当然心配するわけです。今現時点出てるものに関しては価値のあるものとして我々も思うだけけれども、この井戸水とか温泉は、とにかく経費がかかる。その部分についての調査というのはしっかりしたうえでの、我々は認めた中でこんなこと申し上げたくないんだけど、ただそこも含めて町としてしっかりと調査はしたのかどうか、温泉なんかは特に外筒管、井水もそうなんだけど、あと井戸水に関しては下に付いてるストレーナーがどうだとか、ポンプがどうだって評価は当然あって然るべきかと思いますが、その辺に関してはどうなんですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） もちろんですね、これはがっちり調査しましたし、井戸水ではなくて沸いてるということでもありますので、それは問題ないということと、私もこの施設については、さっき言った土地と建物の金額はやはり高いのではないかという想定をしました。ところが我々と一緒に組んでいる会社の社長さんと関係者と聞いたところ、見てもらったところ、先程書いていますが、このような同じような施設を新たに作るとしたら3年も5年もかかるのと、さらに費用はもっとかかるということで、バックアップ体制を一つ持つということは本当に安心感からいったらいいということで、それでこれを売ってもいいということでもありますので、買おうと考えました。さらにこの施設を先ほど言っているとおり、改修するときには町はお金を出しませんので、あくまでもこれから作る新しい法人が改修すると。ただ先ほど言ったとおり、このままでも5万尾をあそこでふ化させたという実績がありますので、熊石の最低の2万尾くらいはできるんだろうと考えています。

ただし、それ以上やるときにはあくまでも新しい法人が設備をします。先ほど言ったとおり、この設備を使わないというのが一番いいことだと考えていますが、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） 湧水の調査って具体的にしましたというけれども、どこの会社で調査したんですか。

○町長（岩村克詔君） 調査したというか、今組んでいる会社に見てもらったということでもあります。調査って先ほど言ったとおり水質調査とかしてるけれども、見てもらってこの施設だったらということでは使えるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） 日本サーモンさんに見てもらったの。

○町長（岩村克詔君） あまり会社の名前出さないで。そのとおりです。

○議長（千葉 隆君） ほかに。

○11 番（斎藤 實君） はい。

○議長（千葉 隆君） 斎藤さん。

○11 番（斎藤 實君） そしたらこれを種苗生産法人と運営してもらおうわけけど、以後については先ほどいろんな改修をするときに生産法人にやってもらうんだよということで、町はお金は出さなくてもいいという考え方でいいんですか。

○町長（岩村克詔君） 斎藤議員さんのおっしゃっているとおりです。今はこのままで使おうと考えていますので、もしも改修するときには町ではなくて新しい会社が改修するというごりかいをいただきたいと思います。

○1 番（赤井睦美君） はい。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1 番（赤井睦美君） 新しくなる会社はいつできるんですか。そして貸し出しはいつから始まるんですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 私もですね、大変急いでるし、向こうのほうも急いでいますが、本当にこの水利権の問題は長くかかっています。室長に一生懸命やってもらっていますが、水利権が決定するのが、2、3年かかるんです。ということだからある程度、水利権の目途、これは先ほど言ったとおり、大臣というのがありますので、水利権の目途ができないと、結局水のないのにふ化できないので、それですから2、3年といいますが来年には目処が出るんじゃないかということをご理解をいただきたいと思っています。

○1 番（赤井睦美君） はい。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1 番（赤井睦美君） さっきの過疎債の12年とか、それから土地収用法の関係で何年も持っていなければいけないって話とは別に水利権さえなったらその会社に全部貸し出すということでもいいんですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 水利権が確定したときには、だいたい水の量によって養魚の生産量が決まりますので、いくらたくさん水道作っても水の量がなかったら養魚を買えないので、一番は水利権の水の量なんです。そしたら水利権が確定したら、水の量がこれで50万尾できると、そうしたら議員の皆さんにも50万尾生産したらだいたい年間3億5千から4億の収入と説明しながら貸し出しはこれくらいで貸し出すって決定できるということをご理解をお願いいたします。

○1 番（赤井睦美君） はい。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1 番（赤井睦美君） だから過疎債の関係も土地収用法の関係も含めて、水利権の目途さえついたらもう民間会社というか合同会社に移るということですね。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） あくまでも、水利権が決定して建物が向こうの建物ができない限りは貸せませんので、出来上がってから家賃は貸すのは発生しますので、会社ができたとしても貸すのは養魚場が完成したあとということでご理解いただきたいと思います。

○1番（赤井睦美君） はい。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1番（赤井睦美君） その間は町営になる訳ですよ。町営として施設を改修し、その貸し出すまでの維持費ってだいたいどれくらいを見てるんですか。たとえばこの2ページの一番上に町の経費負担を極力抑制した中でって書いてるんだけど、だいたいどれくらいを見てそのようなことになっていきますか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 維持費については、今維持しているのと同じ金額を見ています。それで今年やっとはっきりした数字が出てきますので、これは多分来年もかかりますが、別に新しいところの維持費は関係ないので、今のサケマス孵化場の維持費になります。それは今年はっきりしますが、それは来年もかかりますが、なるべく早く民間でやると結局、幼魚を3万くらいできるので、3万として収入も出てきますから、それを早く民間の会社に移したいという思いですが、時期についてはもう少しですね、新しい会社を作る準備をしてからということでご理解をいただきたいと思います。

○1番（赤井睦美君） はい。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1番（赤井睦美君） 準備はわかるんだけど、だいたい目安として施設も新しくして町営で維持している間の金額は全く考えてないわけではないですよ。

○町長（岩村克詔君） 考えてない。

○1番（赤井睦美君） 全く考えてないの、町営の維持費も施設を建てるのも。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 建物建てるのは大体この間も議会に説明してるとおり。それで維持費というのは今の維持費だから、だから貸し出すまで、はっきりまだ数字を押さえていませんが、多分2千万くらいかかるんじゃないかと。ただし幼魚も売るといふこともあるので、今年も収入が売った分が入っています。ただ今のところ役所なので相殺しているわけではなくて、あくまでも雑収入でみてるのかな。結局出た養魚を売りますから、売った養魚は雑収入で入っているので、値段とかは入ってないので、それを差し引くともっと安くなるということでご理解いただきたいと思います。

○11番（斎藤 實君） 議長、もう一つ。

○議長（千葉 隆君） 斎藤さん。

○11番（斎藤 實君） 水利権の話だけど、そんなにかかるの、時間。あれは道から来るんですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 室長、本当に一生懸命頑張ってるんですよ、本当にかかるんです。自分はこの間にかかると思いませんでした。今の水利権の7倍申請する予定で準備している段階なんです。



それでも結局調査だとかにかかると。水量やいろんなもの。さっき言った上八雲の部分もそうですが、調査するだけで何年もかかって金がかかるということ。自分もこれはちょっと想定外の期間が長いので、一応いろいろ努力してもらってなるべく早くって言っていますが、今、室長が言っている安全な方法で言っていますので、なるべく早めに水利権の内示と建物の完成を目指して頑張っていきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○13番（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○13番（黒島竹満君） ちょっと最後聞いておきたいんだけど、先ほど新しい会社に貸すって言うてるんだけど、その会社のほうには町は株主にはなる予定なんですか、ならない予定なんですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 相手側はなあってほしくないという話もあるんですけど、やはりこれから熊石の漁業者の幼魚を確保していくとか、値段とかいろいろ管理・監視していくとしたら、いくらか資本金を出したほうが私はいいと思っています。相手方はほとんど自分でやりたいという意向ですが、そうではなくてやっぱり誰かが入りながら、内容を管理・監視していく、さらにほかもそうなんですが熊石の漁業者に安い養魚、さらに餌も安く提供できる、さっき言った、もしも今の熊石の種苗センターで病気が発生して全滅しても、すぐに今の上八雲に持ってきて、熊石の漁業者に幼魚を確保するという、そういう観点からも私は出資したほうがいいだろうということを想定して今進めています。

○13番（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○13番（黒島竹満君） 出資するということは、結局施設を貸すということは出資者のほうの、その会社に力がある組織ならいいけれども、組織のない会社であれば、結局町のほうの出資者だから、町のほうもいくらかは出してくれといたら出さないとないから。出資者だから、町が出資した場合、施設を直すとか作るとかといったときに、出資者だから金を出さないとないことになるんじゃないの。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それはないと思います。先ほど言ったとおり、今一緒にやろうという会社が100%自分のところで出資して熊石に別会社を作りたいというのが意向です。皆さんご存知かわかりませんが、その会社は先月の28日に株式も上場いたしましたので、公開株になりました。ということは公に交渉しながらやっていくということと、資本もたくさん集められるということで、皆さんご存知のとおり、青森県では3社目ということで、青森県も力を入れながら、今この会社に期待しているということですので、そんな変な会社ではないということでご理解をいただきたいと思っています。

○13番（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○13 番（黒島竹満君） そしたら出資は多少はすると。出資して万が一の漁業者のためのことを考えたら出資はするという考えだけということなの。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） もちろん。ただね、儲かったらというというものもあるもんだから少しは出資したいという気持ちもありますが、あくまでも今回町でお金を出したけど、これ以上出すつもりはないので、ただ言ったとおり、やはりある程度中身は知ってるほうがいいだろうということと、さっき言ったこれから熊石の漁業者に幼魚を供給していく、さらに民間会社でありますので、本来であれば檜山のひやま漁協の関係者にも稚魚・幼魚を供給したいんですが、それはできないとなったら大変なので、その辺を管理していくうえでも出資はしたほうがいいというのが今の考えですので、それがだいたい詰まったらまた常任委員会等々にも報告しながら、議員の皆さんの意見をいただきながら進めてまいりたいという思いですので、よろしく願いいたします。

○13 番（黒島竹満君） 最後にもう一点。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○13 番（黒島竹満君） とりあえず、この上八雲の話が出た時点で、土地収用法というのは最初から入っているわけではないわけですよ。これを結局今、売り手のほうから何とかそれを使えないかということで結局話を進めてるわけだよね。この部分について税金の関係で、多分税金の関係だと思うけど、先ほど言っているとおり、税金をとにかく少しでも安くしたいという考えなもんだから、これを町が手続きした場合に、法的に問題はないんですか。売り主からそういう話が入って町と一緒にやったとなったときに法的に大丈夫なんですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） あくまでも町が決断を出すんじゃなくて、先ほど言ったとおり、申請するのは町ですが、許可を出すのは北海道や国税庁なので、あくまでも北海道は北海道のルール、法律に則って、国税局は税金のルールに則っていますので。

○13 番（黒島竹満君） それはわかるんだけど、そこはちょっと違うんだわ。結局申請するのは町だから、町がその売り主から頼まれてやったという、申請をしたという部分については、法に触れないのかということ。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 法に触れないと聞いております。

○13 番（黒島竹満君） わかりました。

○11 番（斎藤 實君） 議長。

○議長（千葉 隆君） 斎藤さん。

○11 番（斎藤 實君） 確認なんだけれども、先ほど説明があったので、だいたいこういうことかなと思うんですけども、いろんな施設、これからもあると思うんですね、先ほどどなたか、お話がありました、そのときに結局、町から積極的に使えなくて、相手方がこういうことで町に売るんだから税金少しでも安くしたい、その道はないんですかといったときに、町としてはそのものによって判断するといった考え方、先ほど言いましたが、そういう考え方でいいわけでしょ。あく

までも相手からそういうアクションがなければ、別に町から積極的にどうこうということではないということでしょう。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） あくまでも土地収用法にあつては相手方にこれ使いますよということを説明して、相手も良ければ使う。ただし我々が気付かないこともありますので、気付かなくてもこれちょっと、どうかわかりませんが聞いてくれというならそれも聞きますし、●●なら北海道の可能性があるので上げてみてくれというなら上げると。でも北海道のほうでまったくないなら上げても仕方がないので、それは無理ですよという回答になると。我々としてもなるべく町民に、先ほど言ったとおりプラスになることは是非やっていきたいということですので、ご理解をいただきたいと思えます。

○4番（大久保建一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保さん。

○4番（大久保建一君） これまでの実績をお聞きしたいんですが、八雲町が道路とか公共施設を建てる以外で、土地収用法を適用した取引があつたら教えてください。

（何か言う声あり）

○4番（大久保建一君） 道路以外で。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 我々の判断であれば、道路以外はないようですので、もしこれから調べて大久保議員に回答したいということで、議会のほうに回答したほうがいいですね。

○4番（大久保建一君） いらぬです。

○議長（千葉 隆君） 道のホームページでは14年度以降、八雲町が土地の申請したことはない。事業認定を受けて申請したことがないから実績としては近年はない。20年くらい。平成15年から。

○4番（大久保建一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保さん。

○4番（大久保建一君） 今までも歴代町長とか、いろいろ商売あつていろいろ税務の知識のある人達が売買をしている中でも土地収用法は活用されてこなかったんですよ。なぜかというとな収用法はかなり強権的な法律で、本人が売る意思があるなしにかかわらず、公共事業だから取り上げてしまうって法律なんですよ、そもそも。そうですね、収用というのはそういうことですよ。そういうことだと思うんです。私の判断では。間違えてるかもしれないですが。

本来個人の財産の保有は憲法で認められることなんです。それを町の公共性が勝るということを判断してもらって、税額免除すると。個人の財産を取り上げてしまう。お金は払うけど。そういうことを町長は先ほど使えるものはどんどん使っていくと言いますが、町が必要な事業はじゃあ個人の意思にかかわらずどんどん土地を取り上げるってことになっちゃうんですよ。だから私はこの収用法は使用は厳に慎むべきだと思いますよ。それと国の税金が減ると、減免だと、町に一切関係ないからそれは申請しても町は何にも損害を受けないというお話ですが、町の地方交付税はほとんど国から来てるんじゃないですか。日本全国の自治体が収用法のラインをしてしまったらどうなるんですか。だからそもそもなぜ今までこれが道路にしか使われてこなかったのかという意味を考え

たら、それは相応しくないって前提で話が進んでいたからだと思いますよ。そこら辺はきちんと法律の趣旨を踏まえたうえで行政は事業を行っていかなければならないのではないかと私は思うんですけども、間違えていますかね。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 議長、サーモン推進室長。

○議長（千葉 隆君） サーモン推進室長。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 今、大久保議員からお話があった土地収用法の考え方ですが、昔といったらおかしいですけども、当初、土地収用法は確かに収用という言葉にあるように強制的に取り上げて事業を実施していくということが強く色濃く出された法律でした。ただ近年この土地収用法は何度か改正されていて、公共的・公益的の役割が非常に多くなってきたことも踏まえて、土地収用法の第3条の中に土地収用法でできることというのが列挙されているんですね。その中で読めるというか規定があるものについては土地収用法を活用できるという限定的なものになっています。それは議員が言われたとおり強制的なものに繋がるからということになっています。

ただ多様化している社会の中でその幅が少し広がったのと、もう一つは当初は収用法ですぐに公共的な事業に必要なだから収用に繋がるとなっていますが、先ほどお話が出ていたとおり、二段階に分かれています。まず公共的・公益的の事業として認めるかどうかの認定制度があります。認定を受けて、受けるという事業について法に規定があるもので読み込めて、認定をもしそれを受けた場合に、すぐ強制収用権は得るんですが、事務としてその強制収用をすぐにやるわけではなくて、強制の収用の権利はあるけれども、相手方、土地所有者と十分に話して基本的に収用に収用権を使わない任意の、認定を受けただけでこういった公益的公共的な事業に使わせてもらうということで、相手方と十分に話して任意の取引で基本的には済ませましょうと。

それでもどうしても相手方と協議が整わなかった場合については、収用委員会にかけて本当に収用していいかどうかということ、そこでまた改めて協議しましょうと二段階に分かれています。もう一つ税の免除については、そういった強制的な収用に繋がる、あるいは土地収用法の事業認定を受けて相手方と話し合って任意の取引で認定を終わったあと、任意の取引で終わったとしても相手方にとってみたら、そこに所有している土地を公益的・公共的な事業に譲るという観点から国の税制上、免除制度が認められてるということになっているということです。たしかに土地収用法という言葉自体、収用という言葉が入っているので、強制的に何でもかんでも取り上げて事業をやるんじゃないかってイメージが色濃く昔から残っていますが、現在やはり多様化しているので、相手方と話し合いながらやっていくというのが基本となっています。以上でございます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） もう一点、私が町長になって、これを使おうといったのは一件ありました。これは山崎の最終処分場の土地ということで、それもこれに使えないかということで検討いたしましたが、売り主も是非使ってほしいと。町としても活用できるのではないかとということでしたが、そのときはすぐ使うのでなければ駄目ですってことで結局は駄目だったという事例がありましたので、今までもそういうふう考えたことはあったということでご理解をいただきたいと思います。

○4番（大久保建一君） あとこれからも使っていくかどうかという質問については。

○町長（岩村克詔君） もちろん使っていきます。ただし先ほど言ったとおり、こういうものがありますよ、でも売り主がいいですよといったら使いませんし、強制的なことは町としてもすることがないと考えています。

○4番（大久保建一君） 減免だとか、さっきの質問なんですけど、減免だとかそういったものを町の直接町税が絡まないから対応していくという考え方はいかなものかということです。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それが法律に則って町民の利益になるのであれば私はやりたいと思っています。それが違法でないのであればやっていきたいという考え方はです。

○議長（千葉 隆君） もう一つ、それ認定を受ける受けないではなくて、町が公共的に使用する目的をもって、町長が就任してから、民間から町有財産として買った土地とか建物はあるんですかということ。

○町長（岩村克詔君） それはない。

○議長（千葉 隆君） ないの。町有財産で買ったものがあるのかないのかさ。土地や建物。町長が。

○町長（岩村克詔君） あります。

○議長（千葉 隆君） それであればそれを怠っていたということだよ。今まで。町民の不利益になることを、今までしてこなかったということだよ。わかったから今利益を。だからこういう公の事業として使う目的として町有財産として買った土地や建物はあるんですかって聞いてるんだから。これまでさ。だからそれに基づいて、公の事業として収用法の3条の35項目に該当する事業について土地や建物を購入したことはあるんですかということ。

○町長（岩村克詔君） 町で買った土地はありますが、先ほど言ったとおり、すぐ使わないと駄目だということがあるので、それにそぐわないものはありました。

○議長（千葉 隆君） だから3条の35項目に該当する事業はあったんですかって聞いてる。そぐわないではなくて、だって3条の35項目に該当するということで、今回は申請したんだから、これまでも8年間、3条の35項目に該当する事業で土地を購入したことや財産を購入したことはありますかということ。

○町長（岩村克詔君） 全部は今精査してないんですけども、今のところたとえば消防用地を買ったとか、あれもすぐでないの、落部も買いましたが、すぐではないので使えないということと、あと岡山県の牧場も県と町だからそういうことは発生しない。太平洋牧場も買わせてもらいましたが、あれもすぐ使うという理由ではないので無理、それと北邦碎石さんの跡地も買いましたが、これも議会からすぐ使わないのに買っていいのかということもありましたが、すぐに使う目的がはっきりしていないのでそれはないと。そのほかにもあるかちょっと確認はしますが、今のところ土地収用法にそぐうような案件はなかったような気がしますが、調べてみます。

○7番（倉地清子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○7番（倉地清子君） この施設、上八雲種苗生産施設、町としてこれはここしかなくて、どうしてもここが必要ということなんです、前にもお聞きしてると思うんですが、確認してもいいですか。

○町長（岩村克詔君） これは今の収用法関係なく、前回の5千万のときにも説明して議員の承諾を得ましたが、たまたまその方が売るといふこと、先ほど言ったとおりバックアップというのは持ったほうがいいだろうといふことで、売ると一緒になって、このようなところ、今のところこの近くにはないと、あり得ないと思っていますので、これは先ほど言ったバックアップするための施設としてはいいだろうといふことで、昨年度の予算で計上した5千万円といふことでご理解いただきたいと思ひます。

○1番（赤井睦美君） 最後に確認。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1番（赤井睦美君） 新しい会社が先ほどの全部自分でやりたいって新しい会社の方が言ってるといふて、でも出資したほうがちょっと口出しやすいんじゃないかって、私やっぱりふ化の施設、サーモンの養殖の施設は熊石の漁業のプラスになるといふことで賛成してきたので、町が稚魚を売って儲かるとか、新しい会社がどんどん拡大して儲かるとか、そういうことはどうでも良くて、熊石の漁師の人は本当に安定的に収入が得られるのが一番大事だと思うので、どんなかたちでこの会社をやろうと、絶対に熊石の漁業の人を守るんだって町の姿勢が本当に強硬に貫いてほしいと思ひます。それでなかったらただ稚魚を売って儲かっただとか、この会社が大きくなったとか、そんなんだったら全く熊石でやる意味がないと思ひるので、是非、熊石の漁業者を確実に守り育てていくといふことをこの会社にも強く強く要求してほしいと思ひます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） そのためにですね、ある程度の出資をして意見を言うといふことと、この幼魚センターも熊石にまったく無駄になるんじゃないなくて、先ほど言ったとおり、熊石地域に3億5千万や4億の売り上げをする新しい事業が起きるといふことです。そこに雇用も生まれるし、そこで住む人も出てくるし、さらに油や食料も買うといふことになると熊石の活性化にも繋がると、一番最初に漁業のためですが、養魚の工場みたいなものですから、これがちゃんと運営できるのが、漁業者が一番で二番目にあるといふことです。

○議長（千葉 隆君） あとはございませぬか。

○7番（倉地清子君） あと一つ。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○7番（倉地清子君） 教えてほしいんですけど、この5千万、これもそもそも前からのことなんです、購入費の5千万といふものの評価の仕方といふのが、土地取引事例などを参考にして町において設定したといふことなんです、もうちょっと具体的に知りたいんですけども。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 先ほど言ったとおり、確かに土地だとか建物の価値としたらそこまでありませんが、そういうふ化できる権利といふものに付加価値があると。これ同じものを売り買いするにしても価値といふものがありますので、先ほど言ったとおり、バックアップ体制としたら5千万くらいならいいだろうといふことで結論を出したといふことでご理解をいただきたいと思ひます。この件については先ほどから言っているとおり、9月の定例会ではなくて、その前の1年前の議会で承認されて上程したといふこともご理解いただきたいと思ひます。

○議長（千葉 隆君） ほかによろしいですか。なければこの件については、本会議場で一旦休憩を挟んで、あのときの情勢では大多数の議員さんから反対意見ということで、あのまま通ったら否決されるということで、否決を選択するのか、それとも一旦凍結して全協の中で全員の議員さんが納得できる回答を得るということを条件で理事者に選択していただいて、今日こういう結果になっています。

それでこのあと、一人ひとりの議員さんにどういう考え方を、報告を受けてどういう考え方であるのかということを一程度まとめていきたいと思っておりますので、凍結の解除についてはちょっと全員の皆さんの意見を聞きながら、あとで理事者にお伝えしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それではご苦労様でした。暫時休憩します。3時20分に再開いたします。

休憩

再開

○議長（千葉 隆君） 今日の報告を受けて、概ね事業認定の認定を受けますよと、それで収用の前に一旦任意で協議しますよと。それでも駄目だったら強制収用の手続きに入りますと。ただし逆にもしもこれまでに3条の35項目の事業にあたる中で手続きに来なかった部分については、やっぱりあったとしたら、なぜ今回から始まるかという部分もあるので、その辺の精査も必要な部分が出てくるかもしれませんし、これまでの経過についても詳細に町のほうから受け答えをいただいて、それぞれ消化不良の部分や、まだまだ調査が必要だと思える方もおられるかと思っておりますので、全体の意思合わせをしていかなければ、凍結の今の状態を解除するか解除しないかという結論も得ていかなければ、理事者のほうに伝えなければならないので、まずは一人ひとり今の報告を受けた段階での感想というか考え方も含めて、できれば今後の方針も含めて話せる人がいたら、一人ひとりの意見を聞いていきたいと思うんですけれども、まずは能登谷さんから。

○12番（能登谷正人君） 私は基本的には反対です。要するに、あそこの施設は5千万を出して買うような施設ではないと思っています。一つは、そこで2万尾、稚魚を養殖できるといいますが、一緒に熊石と八雲と一緒にやらなきゃいけない、それでできた魚は売るのでそれは変わらないと思いますが、それは民間会社でやって、町は一切手を使わないでやるのであれば、それはやる人に新しい会社にやらせても結構だと思いますが、これからのサーモンの値段もこれからどんどん下がっていく、魚市場と取引があるので、それなりに今後のサーモンの育成を聞いてみたら、やはりいくら北海道で作っても二海サーモンというブランド名だといっても、それはあなたたちが勝手に思っていることであって、輸入が主になってどんどん値段が下がっていきますよということが一つと、ですから新しい会社がどういうメンバーかわからないけれども、やっていけるかどうか、ただ町が手をかけると、どんどんどんどんお金を出していかなければならないという結果が見え見えなのが一つ。

それから、温泉が出たから土地の値段が上がったということもありますが、そこは温泉利用して別に冷水ですからそれは全く関係ないって話で、おそらくこのままだったら何年かしたら施設を改修しなければやっていけない事態が始まるんじゃないかなと危惧しております。

ですから、町も昨日の新聞で、本人の意思も出資がそういう業界から出たということもわかりますが、行政は行政の進むべき道があるはずですから、ですから是非そっちのほうに進んでほしいなと思っています。

それと斎藤議員も、やることはいいけれども、行政が手を付けるのはいかなものかと言ってくださいという言い伝えです。ですから町であまり事業をそういうことをやっていいのかどうかという問題が、それだったら前にも言ったけれども、やはり福祉のほうに目を向けたほうが、福祉全般に目を向けたほうがいいんじゃないかと思っております。もっと言いたいことはあるんですが、皆さんの時間が足りないようですので、私は基本的にはやることはいいけれども、町がはまるのは反対させてもらいます。以上です。

○議長（千葉 隆君） 能登谷さん、凍結のままでいるということですか。凍結を解除するまでの説明にまでは至っていないということですか。

○12番（能登谷正人君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤さん。

○8番（三澤公雄君） 今日の話は今おっしゃったように上八雲種苗生産施設についての凍結解除に至るかということなので、そこに的を絞ってお話をしますと、僕は今日の説明を聞くと、いくつかこの間の本会議で暗礁に乗り上げていたことが、苦しい説明なのかもしれませんが、ある程度筋が通ったのかなと。一つ気がかりだったのが、大久保さんが指摘した部分は僕は町の倫理観が問われてるんじゃないかと僕の中では思っていたんですが、その部分もこれから使っていくぞと、このメリットがあるという立て付けであるなら、これからも使っていく。そういう答弁をしたときに、議長が新たに土地収用法の35項目にこれまで該当する物件があつて、その方たちにメリットが享受されてないのはどうなのかって新たなものがクローズアップされましたが、そこが新たに考えなきゃいけない部分なのかもしれませんが、僕は凍結解除にあたる説明が今日はなされたを受け止めました。

○議長（千葉 隆君） 宮本さん。

○6番（宮本雅晴君） 私も今日の説明を受けて、議会での流れからいっていろんな問題、質問事項があつたのがある程度解決して答えは見えてきたかなと、あとはもう少し深まりというか煮詰め合つて凍結解除していったほうがいいんじゃないかなという部分で、私は今日の段階では凍結解除でいいのではないかなと思います。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○7番（倉地清子君） 私はちょっと勉強不足過ぎて、話を聞かせてもらつて納得する部分と、うーんという部分がありまして、もうちょっと端的に言うと凍結解除はしないで、まだ調査してほしいと思います。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1番（赤井睦美君） 私もまだ納得できていないというか、よくわからないんですけども、この収用法を使おうというそもそもの発端がやっぱりなんかストーンと来ないんですね。ですから、ちょっとまだ解除ってスッキリ言えません。すみません。

○議長（千葉 隆君） 安藤さん。

○10番（安藤辰行君） 私は収用法の説明を受けて納得したというか、わかりやすかつたんですが、凍結は解除してもいいかなという意見であります。前回も土地の取得だけの5千万で、今回、収用法を使った5千万と変わっていますが、問題は土地と収用法を分けて考えたら全然そんな難しい話ではないのかなと思うんですけども、なんかごっちゃにして大変難しくしている感じで話を聞いてたんですが、だから町の説明で十分納得できたなと思っていました。以上です。



○議長（千葉 隆君） 大久保さん。

○4番（大久保健一君） 三澤君が言ってくれたんですが、俺もそのとおりだと思います。まさしく町の倫理観が問われているケースだと思います。今、ある税理士に聞いたところですね、町に直接関係がないか、税収に関係がないかといったら、関係があるそうで、法人であれば法人住民税、個人であれば個人住民税が変わってきますので、その税額は直接的に変わります。なのでこれを認めるとなると、これからも町の税収は落ちていきます。

それと黒島副議長が言ったように、合否を判断するのは北海道かもしれませんが、町で申請を上げるということは町はOK出したと取られるので、北海道からの八雲町は信用がなくなりますよ、こんなことやっていたら。なので私は凍結は絶対に解除するべきではないと思っています。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○5番（関口正博君） まさしくそのとおりで、モラルが問われている。これ町だけのモラルでいいのかというところではなくて周辺自治体、ましてやサーモンというのは今の町の計画であれば周辺自治体と連携を組んで商売をしていくということになっておりますので、本当に昨今の町のあり方、行政の進め方、また議会の理解の仕方も含めて、ちょっとあまりにもふわふわしすぎていて、そのときそのときに流され過ぎて、うまく丸め込まれるような、ちゃんと一本きちんとしたラインは必要で、今回の説明僕が聞いても、時の町長によってころころ変わる可能性がありますよ。そういう土地収用制度はそういうものだと思います。上八雲の土地を5千万で買うことに関してはなんの僕はあれもないし、土地収用を求めた地主には何の責任もない、ただこれは町がしっかりと拒否するべきで、そこはしっかりとラインを引くのはこれは大事なことだと思いますので、僕は凍結を解除するべきではなくて、もっと議会自体も勉強して答えを出すべきだろうと思います。

○3番（横田喜世志君） 元々、要は5千万で売買の話が進んでいたと。それでたまたま土地収用の話が出たのは、要は町が欲しがっているという売り主側の判断なんです。それでじゃあ収用法を使えないのかって話が出たのが発端だと思います。それでいけば元々議会でも買うことを了承してるわけだから、それはその辺の、要は収用法に対しての今回の町の説明で皆さん納得できていないのかもしれませんが、上八雲の土地を買うということに対しては私は問題がないと。だから予算的には凍結解除しても仕方ない。凍結解除するべきだと思います。

○4番（大久保健一君） 予算には申請費もかかっているからね。

○議長（千葉 隆君） 土地を買うことに対して言ってるんじゃないくて、収用法を適用することがいいかどうかに対しての話。

○4番（大久保健一君） 収用法の申請費も予算に入っているからね。

○議長（千葉 隆君） だから収用法に対して町長がいうように5千万の案件については一旦町のほうで、議会のほうでも議決を経てるから、だから今の部分は申請をしますよと。それで申請費の予算が付いた。だけどそのことについて、今議論しているので、申請することはいいということでも理解します。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 倉地さんと同じなんですけれども、もうちょっと調査をしてからのほうがいいと思いますし、大久保さんや関口君の言ってることとか、能登谷さんの言ってることとかも、もっともかなと思いますので、凍結は解除するべきではないと思います。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○13 番（黒島竹満君） 皆様のご意見であります、やっぱりこの収用法自体にちょっと八雲町が申請するという部分については問題あるんじゃないかなって思うんだよね。だからあえて法に触れないのかとかって聞いたんですけども、もうちょっとやっぱりその辺しっかりやっぱり調査するべきでないかなと思うんですね。それとやっぱり、この事業に関しても、最初の事業から町長の考え方とか流れがだいぶ変わってきてるんだよね。だからやっぱりこの部分についてはもうちょっと調査する専門の委員会を作るかなんかして、調査するべきだと思うんだけど、収用法の解除はまずは置いといてね、本当にこの事業、そのものをもうちょっとやっぱり調査して、もうちょっとしっかりした流れというか、今後の考え方だとかをきちんと出さしてもらって判断していかないと、ちょっとこれ町長今、岩村町長、何期もできるわけじゃないし、町長が変わるから、したら八雲町にすごい重みを残すことにもなるのでないかなと思うんですね。実際のところ、

結局おぼこ荘の関係だって、あの建物だって売ってるわけだよ。町で一回。それを貸してるから、貸して家賃を取ってきてるから最終的に補助金出してくれとか直してくれって話になってるわけですよ。これと同じ状態が続いてるんじゃないかなって思うんだよ。熊石の施設もそうだし、この上八雲の部分もそうだと思うし、それこそ本当に町があとで大変な苦勞をすることになるんじゃないかなというふうに思うんですね。だからもうちょっと調査して、みんながそれで納得してやらせるというかやめらせるというか、その辺はやっぱり特別委員会でも作ってしっかりやったほうがいいと思うんですけども、まずとりあえず凍結は今解除しないというふうに考えます。

○議長（千葉 隆君） 圧倒的に解除しないという意見のほうが多いので、解除するという判断をするのは、今の現状ではちょっと無理があるんじゃないかというふうな全体的な意見なので、とりあえず解除しないよと、ただ皆さんが今お話の中で、もう少し調査するべきですよ。というのはいろんな疑問とちょっと考え方の相違とかも整理されてない部分があるので、今日ここでその考え方とか問題を全員の部分、一人ひとりを整理することは不可能だと思います。

要するにたとえばだけど、事業認定を受けるときに、それじゃあ北海道に170自治体が民間の土地を年間100くらい買ったとする。事業を行うのに。けども、その中で土地収用法を使ったのは何件あるんだよ。でも圧倒的に土地収用法の事業認定を受けないで民間の売買で執り行っていたというふうになったときに、やっぱりそこは違いがあるはずなんだよね。だからそこら辺とかもきっとよく我々はわかってないと思うんだわ。それで事業認定されているのを見れば、年間に3件とか4件なんですよね。それでその事業内容はデイサービス作るとかふれあいセンター作るとか、そういう部分で認定されるかもわからない。確かに。けどその前段でなぜ事業認定を受けないかといったら、売ってくれるから。売ってくれるよって。税金払っても売ってくれるよという方がいるから、それじゃあ任意で売買をしますという。ただ、今度ここにきて今問題は、税金安くなるから今後奨励してこの認定を受ける方向でいくのか、それとも事業者が売る側が無知であっても知らないふりして、安くならないけれども、町は税金が欲しいから教えないでそれはやるのかという方法の二つの方法があると思うんです。でも圧倒的多くはきっとやっぱり税金、血税でもって自治体運営してるから、税金は納めてくださいというのが自治体のスタンスだと思うので、その辺の流れもどうなのかということもさ。やらないと。

○8 番（三澤公雄君） 新しい考え方って室長が言った部分で、僕はあっと思いついたんですが、その考え方というのは収用って土地は所有物だって考えではなくて、共同体として使おうという新しい考え方。

- 議長（千葉 隆君） 新しい考え方を持ったというのは行政自体が今まで。
- 8番（三澤公雄君） 違う、土地収用法の解釈の仕方が変わってきたと説明されたでしょ。
- 議長（千葉 隆君） 変わってきたというのは今年変わったわけではないから。それ以前から変わっていたのに対して。
- 8番（三澤公雄君） だから使い方が広がったということ。
- 議長（千葉 隆君） 広がったということを結局教えなかったわけだ。
- 8番（三澤公雄君） 国はね。
- 議長（千葉 隆君） 国はというか町民に。教える責任もあったわけだから。変わった時点で。そのことも知らなかったんだから。町も今まで。変わった時点から今までの間。
- 8番（三澤公雄君） 町も気付いてなかった。
- 議長（千葉 隆君） 気付いてなかった。だからそこに瑕疵があるのかないのかといたら瑕疵がないのかもしれないけれども、でも知らない町民と知ってる町民とかの部分もあるし、いつそういう制度に変わったのかも我々も知らないし、それ以前にそれを知ってても、そもそもどういう自治体のあり方とか、その取引のあり方の基本的な考え方に関しても、いろいろ考え方が違うわけだから。それについてもやっぱりそれがいいのかということも調査していかないとないんだよね。というのが、解除しない人達の意見さ。解除した人達の意見は結局今の現法からいったら、そういうのもあり得るんだよって。だから今後はやってもいいんじゃないかと。今回から。でもそれはまた、以前の人達に対する対応も残るからその辺の本当にいつの時点からそういうふうになったかも調べてみたいなのもあるんじゃないかなと思う。
- 8番（三澤公雄君） となると、研究するというか、勉強するのが積極的にこの全議員でどういうふうに取り組んでいくか聞かないと。
- 議長（千葉 隆君） その辺も含めて、そういうことも含めてやるのか、それとも単にこの一点だけでするほうがいいのか、議論するのがいいのか。
- 2番（佐藤智子君） 大変になるかもしれませんが、黒島副議長が言ったように、このサーモン事業に特化した特別委員会を作ったほうがいいんじゃないだろうか。これは私の意見です。
- 12番（能登谷正人君） 全員でね。
- 2番（佐藤智子君） そんなものはいらないという人が多かったら作られないけど。
- 議長（千葉 隆君） 特別委員会を作るということもありますが、皆さんどうですか。
- 8番（三澤公雄君） そもそもサーモン事業の特別委員会は今回の問題とずれてくるから。凍結した理由とはまた違うことになるから。
- 議長（千葉 隆君） 名称はサーモン委員会でもいいんだ。目的を何々にすればいいから。目的があって特別委員会を作るわけだから。
- 5番（関口正博君） この収用に関して、サーモンはもちろん佐藤さんが言うことももつともですし、別なあれで作っていただきたいとなりますけど、収用に関しては、これがどのような影響を及ぼすかも含めて、しっかり精査する必要はあるんだろうなっていうふうに思いますので、集中的にあまり長い時間凍結させておくのが良いのかどうかも含めて、やったほうがいいのかと思います。収用だけです。サーモンは別なところでこれも重要なあれで結構反対意見も多いから、これはこれでと思います。だからとにかくどんな収用を使ってこのあとに八雲町にとってどういう影響があるか、それで周りの町村も含めて、なぜ周りの町村が積極的に使うのか使わないのかも含めて、

土地収用法の性質そのものも含めて、議長もいろいろ知ってるみたいだけど、これはやっぱりもっと認識を深くしたほうがいいと思います。単純に税金は1千万くらい優遇されるというのは、金額であまりいうべきではないと言いつつも、こんなものいろんな自治体がやりだしたら当然、国だって困ってしまう話だし、だから逆に収用委員会を出して確かに認めてもらえるのか認めてもらえないのか国の判断も見てみたい気もします。本来なら認められないですよ。

○議長（千葉 隆君） 道の専門弁護士さんとか●●の人達が。事例が事例だから、民間で、たとえばJRバスとかの待合所でも公益的事業だという事業認定をもらった事例もあるから、民間の事業だからといって、認定を受けられないわけではないけど、ただその場合、公共交通という視点で認定を受けてるから。

○5番（関口正博君） おそらくいろんな理解の仕方は昔に比べて緩くなってきてるんだろうけど、絶対に明確なラインってあるはずですよ。その辺ちょっと議会としても見るべき。

○議長（千葉 隆君） だから今お互いが去年あたりたとえばどこかの土地を買っていて、建物建てたと、町が。そのときに500万税金を取られたと、何で今1千万なんだといったときに、ちょっと耐えられないかなという部分もあるから、少しはその辺、近年のやつ対象になるような事業がなかったのかなって。たとえば熊石の会館建てたときに、個人の土地買ったように聞いた。なんだかしたような記憶もないわけではないから、だからそのときにあいうものこそ土地収用法でいいと思うんだけど、そうしたときになんでそうなったときに、制度知らなかったって言えば、今度知らないのに運営してるんだろうなってなるから、ちょっとその辺もちょっと調べてみたいかなとかさ。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） だからコープさっぽろも5年くらい経って、10年くらい経ってるか。

○4番（大久保建一君） 協同組合も営利事業はちゃんと法人で発生すると思う。

○10番（安藤辰行君） さっき給食センターはって言ったら関係ないって。

○議長（千葉 隆君） 給食センターかい。

○4番（大久保建一君） 買った先が協同組合だから関係ないってコープさっぽろが。けど関係ありますよね。

○議長（千葉 隆君） 法人税取られるということ。

○4番（大久保建一君） 公益法人とか医療法人とかならわかるけど。

○議長（千葉 隆君） いやいや公益法人だろうが社会福祉法人だろうが収益事業を行っているものに関しては、売った買ったについては税金かかる。そのものがさ。ちょっとわからないけど。

○2番（佐藤智子君） これから消防の土地を買ったときの。

○10番（安藤辰行君） 消防は年数が経ってるから駄目だ。

○議長（千葉 隆君） ちょっとわからないから、その辺を精査しながら対応しなければならない部分もあるし、そもそも論の部分もあると思うので。

○4番（大久保建一君） 特別委員会を設置するでいいと思います。

○議長（千葉 隆君） 委員会設置しても前向き、どういうふうなのが前向きかわからないけど、事業自体にバツ付けるようなあれでないからね。だからその土地収用法に関してを目的にすることでもいいですか。佐藤さんのはサーモン全体の事業についてという話だけ。

○4番（大久保建一君） サーモンについては一回可決してしまってるし。

○5番(関口正博君) これわからないので教えていただきたいんですが、凍結解除できないとなったらどういう手続きになるんですか。

○議長(千葉 隆君) 申請しない。

○5番(関口正博君) 申請しないだけ。じゃあ土地買収は進むの。

○8番(三澤公雄君) 議会が反対したので手続きできなかったという説明になるんじゃないかな。

○5番(関口正博君) でも大義名分はできるでしょ。町としても。議会で問題貰ったんだけどバツでしたって。ただ理由は当然出さなきゃないですけど。やっぱり特別委員会みたいなものはやっぱり。

○8番(三澤公雄君) せっかくみんなが考えて各々の考えを持ったんだから、議会として統一の答えを持とうよって、やっぱり答えは見つけるべきですよ。

○議長(千葉 隆君) 答えができたと思いますので、特別委員会を設置すると。目的も含めてなんです。議会運営委員会で協議して設置するというふうに。

○8番(三澤公雄君) 人数やメンツは議運かもしれないけれども、作るつくらないは全協で盛り上がったんだから。

○議長(千葉 隆君) 全協で作るか一応確認して、そういった後の部分は議運になる。

○議会事務局長(三澤 聡君) そうですね。

○議長(千葉 隆君) できれば能登谷議員さんが言ってたけれども、全員でやりたいという意見の人もいるし、逆に言えば、まとめるには全員でやったほうが。何と何を調べるかという部分があったらね。

○5番(関口正博君) 役割分担してやって、なるべく早く答えを出して。

○4番(大久保建一君) そうだね、良くても悪くても。

○議長(千葉 隆君) どうですか、全員で、それとも限定してやりますか。

○4番(大久保建一君) 全員でいいと思います。

○議長(千葉 隆君) いいですか。

(「はい」という声あり)

○議長(千葉 隆君) そしたら特別委員会の調査の目的は議運でまとめてもらいますが、概ねこの収用法の適用についてということ念頭において、議運であとで対応してもらおうと。

○13番(黒島竹満君) それ会派で。調査項目。

○議長(千葉 隆君) だから議会運営委員会。

○13番(黒島竹満君) みんなではちょっとゆるくない。まとまらない。だから会派でまとめて出してきて。

○議長(千葉 隆君) それでそうやってでも調査委員会を作って調査項目について具体的にやるときは全員の意見を聞くから。その時には全員が。

○13番(黒島竹満君) だから調査項目を出してくるのが、全員でこれこれっていったって、結局会派でこれとこれっていうかたちをとったほうが、流利的にはいいんじゃないの。

○12番(能登谷正人君) 会派だってまとまってない。

(何か言う声あり)

○議長（千葉 隆君） だから収用法の関係についてということで目的として、あと調査、具体的な項目については、それぞれ第1回目の調査特別委員会で持ち寄ってもらうということによろしいですか。賛成する人も反対する人もいいですかそれで。

（「はい」という声あり）

○12番（能登谷正人君） すみませんね、俺なんか熊石出身だから、行けば石投げられると思うんだけど、斎藤さんも俺も町のことを思って言ってることだから。ですから本当に皆さんの声はありがたいんですけども、どうもやっぱり町の先を見たらまずいんじゃないかという。本当にありがたいんだよ。

○議長（千葉 隆君） なかなかね、これ税金はこれだけじゃないから、普通にコツコツ税金を納めている人達の意見もあるから。そういうことも鑑みながら慎重に審議をするということで、特別委員会を設置しながら、もう少し判断を、時間を貸してくださいということによろしいですか。

（「はい」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ほかにありませんか。

その中で委員長を決めるからね。議運の中で決めるから。よろしく願いいたします。ほかになれば今日はこれで終わりたいと思います。

[閉会 午後 4時02分]